

詳しくはこちら



令和8年度 川越市住宅改修補助金

限度額

5万円

改修工事費用(税抜)の5%
※千円未満切捨て



- ※1 事前申請額が予算の範囲を超えた場合には、**抽選**で交付対象者を決定します。
- ※2 着工した工事は補助の対象外です。必ず**工事着工前**に ②**本申請** まで手続きを終えてください。
- ※3 住宅改修関係法令を遵守してください。(※施工業者及び住宅居住者に**法令違反が確認された際は、補助金の返還の可能性**がありますので、ご承知おきください。)

- ◆電線が足場に接近等している場合、足場に触れた方に感電災害の危険があります。事業者は作業従事者の感電防止措置を講じることが定められています(労働安全衛生規則)。
- ◆建築物等の改修工事の発注者は、工事の施工業者に対して次のような配慮、措置等を行うことが義務付けられています(石綿障害予防規則又は大気汚染防止法)。
 - ・工事を発注する建築物等の**事前調査**が適切に行われるよう、**石綿の有無を確認する上で有用な情報(設計図書等)を施工業者に提供**すること。
 - ・石綿除去等の工事を行う場合、施工業者に義務付けられる作業の実施状況の**写真撮影について許可**をする等の配慮をすること。
 - ・石綿が使われていることが明らかとなった場合、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう、**石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事費用、工期、作業方法に係る発注条件について配慮**すること。

対象となる要件 ①～⑦の全てを満たすこと

- ① **施工業者(申請者)が川越市内に本社・本店を有すること。**
 - ※ 本社・本店が市外で、支店・営業所等のみが市内にある場合は対象外です。
- ② 施工業者、住宅所有者共に市税(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等)に滞納がないこと。
- ③ 住宅所有者が過去にこの制度の補助金を利用していないこと。
- ④ 川越市内に所有かつ居住する住宅のリフォーム工事であること。
 - ※ 店舗・賃貸用住宅などは対象外です。
 - ※ マンション等の場合は個人の専有部分の工事のみ対象となります。
- ⑤ 工事費が20万円以上(税抜)であること。
- ⑥ 工期が以下の期間内であること。
 - 前期: 令和8年4月27日(月) ~ 8月15日(土)
 - 中期: 令和8年7月21日(火) ~ 10月31日(土)
 - 後期: 令和8年11月24日(火) ~ 3月12日(金)
- ⑦ 別紙「補助対象・対象外工事一覧表」の内、対象となっている工事を行うこと。

今年度より申請方法が
“**施工業者による申請**”
に変更されました

お申込み・お問い合わせ

川越市 産業振興課 TEL: 049-224-5934 (直通) 川越市元町1丁目3番地1 (市役所本庁舎5階)

1

事前申請

必ず各受付期間に事前申請を行ってください。

受付期間

前期：令和8年 4月 8日(水) ～ 4月15日(水)
 中期：令和8年 7月 1日(水) ～ 7月 8日(水)
 後期：令和8年 11月5日(水) ～ 11月12日(水)

※受付時間は窓口・電子共に
開庁時間内となります。

提出書類

川越市住宅改修補助金 事前申請書	川越市に本店を有する施工業者が提出してください。
納税証明請求書兼証明書 (施工業者分)	所有者分は不要です。所定の書式をご利用ください。 ※各期ごとに1回提出が必要です。同一期中に複数回申請される場合、2回目以降は提出不要です。
商業登録簿 (法人の場合のみ)	個人事業主の場合は不要です。 ※年度内で1回提出が必要です。令和8年度中に複数回申請される場合、2回目以降は提出不要です。
改修工事見積書の写し (最新のもの)	施工業者の名称・所在地及び工事内訳が記載されているものをご提出ください。
委任状の写し	代表者以外の方が申請される場合のみ必要です。

申請方法

電子申請 または 産業振興課窓口（市役所本庁舎5階）

事前申請受付後、予算の執行状況により抽選の有無を決定します。

※事前申請は抽選の有無を判断するものです。この段階では着工はできません。

※事前申請提出後以降に、工事の中止等で**工事を実施しない場合、別途必要な手続きがありますので、必ず産業振興課までご連絡ください。**ご連絡いただけなかった場合、申請したこととして、以降利用できない場合もあります。

① 事前申請受付後から②本申請までのスケジュール

※事前申請額が予算の範囲を超えた場合は抽選となります。

前期	4月17日	抽選実施の有無（抽選の場合は結果含む）を川越市公式ホームページに掲載します。 受付・抽選番号は、事前申請受付時にご案内します。 ※抽選状況は通知でお知らせしませんので、必ず川越市公式ホームページをご確認ください。
中期	7月10日	
後期	11月16日	
前期	4月20日	本申請受付開始 着工の5営業日前までには本申請をご提出ください。
中期	7月13日	
後期	11月17日	

受付期間

前期：令和8年 4月20日(月) ～ 5月29日(金)

中期：令和8年 7月13日(月) ～ 8月31日(月)

後期：令和8年 11月17日(水) ～ 12月28日(月)

交付決定前に着工した場合、補助金は交付できませんのでご注意ください。

本申請に不備があった場合は交付決定が工事着工に間に合わない場合がありますので、余裕をもったご申請をお願いします。

※本申請受付期間と、工期の期間は違いますので、本申請受付期間を厳守してください。

提出書類

川越市住宅改修補助金 交付申請書	川越市に本店を有する施工業者が提出してください。
川越市住宅改修補助金 の申請に係る確認書	補助金相当額の還元方法について施工業者・住宅所有者の双方で確認し、自筆で署名し提出してください。※施工業者及び所有者は本書を2通作成し、それぞれ1通を保管してください。その写しを川越市へ提出してください。
納税証明請求書兼証明書 (住宅所有者分)	施工業者分は不要です。所定の書式をご利用ください。 ※住宅の所有者が共有名義の場合は、居住している共有者全員の証明を受けてください。
所有者の確認ができる書類 右の(1)～(4)のうち いずれか1つ	(1)令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書 「表紙(P1)」及び「課税資産(土地・家屋)明細書の工事箇所(P3以降)」の写し。 ただし、所有者が共有の場合は「課税資産共有者一覧(P8)」の写しも併せてご提出ください。 ※例年5月中旬発送。発送前に申請する場合は、令和7年度分で代用。 (2)固定資産評価証明(改修家屋分) 共有名義の場合は、所有かつ居住の要件を満たす全員の証明を受けてください。 (3)登記事項証明書(家屋) 法務局で、おおむね3箇月以内に発行されたもの 発行に関しては、法務局にお問い合わせください(さいたま地方法務局 川越支局：243-3824) (4)当該家屋の売買契約書の写し(購入後間もない場合)
改修工事前の現場写真	着工前の見積書に記載されている全ての改修箇所の現場カラー写真 ※書式は任意
業者用委任状(原本)	代表者以外の方が申請される場合のみ必要です。
所有者用委任状(原本)	事業者の方が所有者の証明を取る際に必要です。
その他	事前申請時から工事金額や工事内容に変更があった場合は、 変更後の見積書 をご提出ください。 ※事前申請時から見積金額が減額となった場合は、減額後の見積書で交付金額を決定します。増額となった場合は、事前申請時の見積金額が上限となります。

申請方法

産業振興課窓口(市役所本庁舎5階)での申請のみ

**交付申請後、交付決定通知書を送付します。
必ず、交付決定通知書をお受け取り後に着工してください。**

工事完了期限

前期：令和8年 8月15日（土）

中期：令和8年10月31日（土）

後期：令和9年 3月12日（金）

※受付時間は窓口・電子共に
開庁時間内となります。

提出書類

川越市住宅改修補助金 実績報告書	川越市に本店を有する施工業者が提出してください。
領収書の写し	施工業者の押印があり、市内店舗であることが確認できるものをご提出ください。
改修工事後の現場写真	着工前の見積書に記載されている全ての改修箇所の現場カラー写真 ※書式は任意 ※提出済みの改修工事前の写真と対比ができる写真をご提出ください。
口座振込依頼書	施工業者の代表者名義のものをご提出ください。 ※年度内で1回提出が必要です。令和8年度中に複数回申請される場合、2回目以降は提出不要です。
その他	交付決定後に工事金額や工事内容に変更があった場合は、 <u>変更後の見積書</u> をご提出ください。 ※減額となった場合、実際の工事金額を基に交付金額を確定します。 ※増額となった場合でも、補助金の確定額は交付決定額が上限となります。

提出方法

① 電子申請 ・ ② 産業振興課窓口（市役所本庁舎5階） ・ ③ 郵送 のいずれか

他の住宅改修関連補助制度との併用について

川越市における当課以外の住宅改修関連補助制度

担当課	介護保険課 ☎224-6402	高齢者いきがい課 ☎224-5809	障害者福祉課 ☎224-6317	建築指導課 ☎224-5974
制度名	介護保険住宅改修費 支給制度	在宅高齢者居宅改善費 助成金	日常生活用具費 支給制度	重度身体障害者 居宅改善整備費補助金 既存建築物耐震改修 補助金交付制度

※各制度の詳細については、各担当課に直接お問い合わせください。

※改修工事の対象箇所を分けることで、上記各制度と住宅改修補助金を併用できる場合があります。
ただし、同一箇所（例：浴室内で工事内容の切り分け）の工事は併用できません。

国 及び 埼玉県における住宅省エネ キャンペーン

国 及び 埼玉県では、断熱窓への改修や高効率給湯器の導入等、省エネを推進するための
各種補助事業を行っています。住宅改修補助金との併用も可能です。

【国】住宅省エネ 2026 キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口 ☎0570-081-789

【埼玉県】埼玉県窓断熱リフォーム支援事業（担当課：都市整備部住宅課 ☎048-830-5563）